

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第53号

静岡県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県環境影響評価条例施行規則（平成11年静岡県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
事業の種類		第1種事業の要件	第2種事業の要件	事業の種類		第1種事業の要件	第2種事業の要件
(略)				(略)			
20	(略)	工場等の設置の事業（排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。）が10万立方メートル以上又は排出水量（1日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。）が1万立方メートル以上であるものに限る。）		20	(略)	工場等の設置の事業（排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。）が10万立方メートル以上 <u>（燃料としてバイオマス（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項第5号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。）及びバイオマスのみを原材料とする</u>	

